



教 福 第 182 号

平成21年7月9日

各市町村教育委員会教育長

各教育事務所長

} 様

埼玉県教育委員会教育長

(公印省略)

公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備促進について（通知）

別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長及びスポーツ・青少年局学校健康教育課長から通知がありましたので送付します。各市町村教育委員会におかれましては、当該通知を踏まえ、労働安全衛生管理体制の整備について御配意くださるようお願いいたします。

なお、労働安全衛生法に基づき平成20年4月より、常時50人未満の労働者を使用する事業場も含め、すべての事業場に面接指導等が義務付けられており、これについては、平成18年5月30日教福第94-2号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」を送付していますので御参照願います。

担当 教育局教育総務部福利課
健康管理担当

電話 048-830-6971

平成21年4月20日

各都道府県教育委員会教育長

殿

各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

常 盤



(印影印刷)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長

松 川 憲 行



(印影印刷)

公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備促進について

文部科学省においては、毎年度、公立学校及び学校給食調理場を対象とした労働安全衛生法に基づく管理体制の整備状況について調査を行い、各地方公共団体における体制の整備状況を把握するとともに、その結果を周知しているところです。

平成20年5月1日現在の調査結果(別紙1)によれば、公立学校における衛生管理者の選任率は95.1%、衛生推進者の選任率は84.9%、産業医の選任率は94.6%、衛生委員会の設置率は95.5%、学校給食調理場における安全管理者の選任率は72.0%、衛生管理者の選任率は75.0%、安全衛生推進者の選任率は67.3%、産業医の選任率は75.0%、安全委員会の設置率は89.3%、衛生委員会の設置率は73.5%となっています。労働安全衛生法上、一定規模の事業場においては、衛生管理者の選任等が義務であるにもかかわらず、未だ十分に整備されていない状況にあり、未整備の事業場においては、速やかに衛生管理者の選任等を行う必要があります。

また、平成20年4月より、常時50人未満の労働者を使用する事業場も含め、すべての事業場に面接指導を実施することができる体制の整備が義務づけられているにもかかわらず、公立学校における面接指導体制の整備状況は、常時50人以上の教職員を使用する事業場においては91.6%、常時50人未満の教職員を使用する事業場においては52.2%の整備率となっており、特に、常時50人未満の教職員を使用する小学校においては51.1%、中学校においては52.1%、幼稚園においては49.2%の整備率にとどまっています。未整備の事業場においては、速やかに、医師による面接指導を実施することができる体制の整備を行う必要があります。

労働安全衛生法に基づく管理体制の整備は、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる適切な労働環境の確保に資するものであり、ひいては、学校教育全体の質の向上に寄与する観点から重要なものです。

そのため、各地方公共団体においては、「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成18年4月3日付け18ス学健第1号通知）、「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備について」（平成19年12月6日付け19ス学健第22号通知）、別紙1の調査結果及び別紙2の留意点を踏まえ、速やかに所要の措置を講ずるとともに、学校及び学校給食調理場における労働安全衛生対策に万全を期していただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれましては、それぞれ所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対しても、この旨を周知徹底されますよう併せてお願いします。

(本件担当)

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課 企画・健康教育係

TEL : 03-6734-2695

FAX : 03-6734-3794

E-mail : gakkoken@mext.go.jp

公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備率（各県別）

（平成20年5月1日現在）

区分	公立学校						公立学校給食調理場						
	衛生管理者	衛生推進者	産業医	衛生委員会	面接指導体制 (50人以上)	面接指導体制 (50人未満)	総合安全 衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	安全衛生 推進者	産業医	安全委員会	衛生委員会
1北海道	95.0%	54.3%	93.6%	94.3%	62.1%	5.4%	100.0%	71.4%	71.4%	39.1%	71.4%	100.0%	57.1%
2青森県	94.8%	53.4%	94.8%	94.8%	98.6%	22.2%	100.0%	0.0%	100.0%	42.9%	100.0%	100.0%	100.0%
3岩手県	98.0%	67.5%	100.0%	98.0%	100.0%	42.9%	100.0%	0.0%	0.0%	44.4%	0.0%	0.0%	0.0%
4宮城県	98.8%	88.8%	97.7%	98.6%	100.0%	72.3%	100.0%	83.3%	100.0%	70.3%	83.3%	100.0%	83.3%
5秋田県	100.0%	64.2%	97.9%	97.9%	97.9%	64.6%	100.0%	100.0%	100.0%	78.1%	100.0%	100.0%	100.0%
6山形県	95.7%	84.6%	95.7%	93.6%	100.0%	59.1%	100.0%	80.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%
7福島県	100.0%	81.1%	100.0%	100.0%	98.7%	29.7%	100.0%	75.0%	75.0%	70.8%	75.0%	100.0%	75.0%
8茨城県	97.1%	99.9%	94.2%	93.3%	70.2%	33.8%	100.0%	18.8%	18.8%	66.0%	25.0%	100.0%	12.6%
9栃木県	98.7%	88.8%	97.2%	100.0%	88.7%	47.6%	100.0%	100.0%	100.0%	65.0%	100.0%	100.0%	100.0%
10群馬県	98.5%	98.0%	98.5%	98.5%	96.8%	62.1%	100.0%	75.0%	75.0%	73.2%	75.0%	100.0%	75.0%
11埼玉県	97.4%	97.7%	98.8%	97.4%	91.6%	54.4%	100.0%	89.6%	84.2%	73.1%	89.5%	80.0%	89.5%
12千葉県	98.8%	81.5%	96.6%	96.8%	77.5%	35.8%	100.0%	75.0%	81.3%	77.6%	75.0%	83.8%	75.0%
13東京都	97.6%	73.6%	97.8%	95.5%	98.3%	31.9%	100.0%	100.0%	100.0%	81.3%	100.0%	100.0%	100.0%
14神奈川県	95.8%	78.2%	98.2%	96.2%	99.1%	81.4%	100.0%	81.8%	81.8%	47.1%	81.8%	100.0%	81.8%
15新潟県	92.7%	95.2%	92.7%	95.8%	100.0%	52.8%	100.0%	75.0%	75.0%	68.7%	75.0%	100.0%	75.0%
16富山県	94.7%	57.2%	94.7%	94.7%	100.0%	51.9%	100.0%	100.0%	100.0%	57.1%	50.0%	100.0%	50.0%
17石川県	100.0%	98.5%	97.6%	100.0%	97.6%	53.3%	100.0%	88.7%	88.7%	53.8%	88.7%	100.0%	88.7%
18福井県	97.4%	51.9%	94.7%	94.7%	44.7%	48.1%	100.0%	60.0%	60.0%	50.0%	50.0%	100.0%	50.0%
19山梨県	100.0%	98.7%	97.4%	97.4%	84.7%	28.0%	100.0%	60.0%	60.0%	60.0%	50.0%	100.0%	60.0%
20長野県	100.0%	98.0%	100.0%	98.0%	98.0%	72.6%	100.0%	58.3%	58.3%	75.0%	68.7%	100.0%	58.3%
21岐阜県	98.8%	80.1%	93.8%	96.3%	93.8%	48.6%	100.0%	80.0%	80.0%	74.4%	80.0%	100.0%	80.0%
22静岡県	100.0%	88.2%	98.2%	98.1%	95.2%	57.1%	100.0%	75.0%	83.3%	68.8%	83.3%	100.0%	83.3%
23愛知県	95.0%	95.0%	91.8%	93.8%	84.1%	51.8%	100.0%	60.0%	60.0%	88.3%	60.0%	66.7%	60.0%
24三重県	98.6%	96.4%	98.6%	98.6%	100.0%	88.7%	100.0%	71.4%	71.4%	73.9%	71.4%	66.7%	57.1%
25滋賀県	98.5%	77.7%	75.0%	84.1%	100.0%	98.1%	100.0%	33.3%	33.3%	75.0%	33.3%	100.0%	33.3%
26京都府	97.2%	91.9%	100.0%	97.2%	100.0%	87.5%	100.0%	50.0%	50.0%	72.2%	50.0%	50.0%	50.0%
27大阪府	99.8%	89.2%	92.9%	91.2%	94.7%	81.2%	100.0%	57.1%	64.3%	60.0%	78.6%	75.0%	78.6%
28兵庫県	82.4%	86.8%	94.0%	85.7%	95.1%	83.8%	100.0%	90.0%	80.0%	80.0%	90.0%	100.0%	90.0%
29奈良県	85.4%	54.0%	77.1%	79.2%	77.1%	18.6%	100.0%	33.3%	33.3%	47.4%	0.0%	100.0%	33.3%
30和歌山県	97.6%	77.8%	92.8%	100.0%	88.1%	48.1%	100.0%	100.0%	100.0%	53.3%	100.0%	100.0%	100.0%
31鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	74.1%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%
32島根県	100.0%	83.4%	100.0%	100.0%	100.0%	31.7%	100.0%	100.0%	100.0%	68.6%	100.0%	100.0%	100.0%
33岡山県	100.0%	91.5%	100.0%	100.0%	100.0%	71.2%	100.0%	80.0%	80.0%	87.7%	80.0%	66.7%	80.0%
34広島県	81.0%	91.5%	98.7%	98.7%	100.0%	100.0%	100.0%	75.0%	100.0%	77.8%	100.0%	100.0%	100.0%
35山口県	98.1%	95.8%	98.1%	98.1%	98.1%	59.1%	100.0%	83.3%	100.0%	80.0%	100.0%	100.0%	83.3%
36徳島県	81.7%	84.4%	81.7%	81.7%	100.0%	32.0%	100.0%	68.7%	100.0%	37.5%	68.7%	100.0%	68.7%
37香川県	100.0%	87.0%	100.0%	100.0%	100.0%	53.3%	100.0%	68.7%	100.0%	78.6%	100.0%	100.0%	100.0%
38愛媛県	100.0%	83.3%	95.5%	100.0%	95.5%	48.8%	100.0%	66.7%	66.7%	91.5%	100.0%	0.0%	100.0%
39高知県	100.0%	77.6%	100.0%	100.0%	100.0%	5.0%	100.0%	100.0%	60.0%	25.0%	50.0%	100.0%	50.0%
40福岡県	97.1%	96.1%	94.9%	93.5%	98.6%	74.3%	100.0%	87.5%	87.5%	84.4%	75.0%	100.0%	87.5%
41佐賀県	95.3%	56.6%	90.7%	90.7%	83.0%	49.1%	100.0%	0.0%	0.0%	65.0%	0.0%	100.0%	0.0%
42長崎県	100.0%	99.8%	81.8%	100.0%	100.0%	91.8%	100.0%	100.0%	100.0%	91.7%	100.0%	100.0%	100.0%
43熊本県	100.0%	97.9%	87.3%	100.0%	42.9%	10.4%	100.0%	100.0%	100.0%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%
44大分県	100.0%	98.8%	100.0%	100.0%	100.0%	66.9%	100.0%	33.3%	66.7%	84.7%	66.7%	100.0%	66.7%
45宮崎県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	85.2%	100.0%	100.0%	100.0%	84.2%	100.0%	100.0%	100.0%
46鹿児島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
47沖縄県	89.7%	74.8%	89.7%	89.7%	57.7%	29.0%	100.0%	60.0%	60.0%	40.7%	25.0%	100.0%	25.0%
全国平均	95.1%	84.9%	94.6%	95.5%	91.6%	52.2%	100.0%	72.0%	75.0%	67.3%	75.0%	89.3%	73.5%

（文部科学省調べ）

318

公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備状況

平成20年5月1日現在

区 分		総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者			安全衛生推進者等			産業医			安全委員会			衛生委員会		
		選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率(%)	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率(%)	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率(%)	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率(%)	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率(%)	設置を要する事業場	設置している事業場	設置事業場率(%)	設置を要する事業場	設置している事業場	設置事業場率(%)
学 校	小 学 校	—	—	—	—	—	—	179	123	68.7%	19,586	16,714	85.3%	179	125	69.8%	—	—	—	179	118	66.5%
	中 学 校	—	—	—	—	—	—	254	177	69.7%	9,418	7,891	83.8%	254	164	64.6%	—	—	—	254	169	66.5%
	高等学校	—	—	—	—	—	—	2,803	2,766	98.7%	1,019	981	96.3%	2,803	2,760	98.5%	—	—	—	2,803	2,784	99.3%
	特別支援学校	—	—	—	—	—	—	720	697	96.8%	199	161	97.0%	720	694	96.4%	—	—	—	720	705	97.9%
	幼稚園	—	—	—	—	—	—	/	/	/	618	404	65.4%	/	/	/	—	—	—	/	/	/
	中等教育	—	—	—	—	—	—	7	7	100.0%	9	8	88.9%	7	8	85.7%	—	—	—	7	7	100.0%
	合 計	—	—	—	—	—	—	3,963	3,770	95.1%	30,814	26,159	84.9%	3,963	3,749	94.6%	—	—	—	3,963	3,784	95.5%
調 査 場 所	単 独	27	27	100.0%	229	167	88.6%	229	164	71.6%	630	362	57.5%	229	165	72.1%	99	88	88.9%	229	162	70.7%
	共 同	0	0	0.0%	35	33	94.3%	35	34	97.1%	727	651	75.8%	35	33	94.3%	4	4	100.0%	35	32	91.4%
	合 計	27	27	100.0%	264	190	72.0%	264	198	75.0%	1,357	913	67.3%	264	198	75.0%	103	92	89.3%	264	194	73.5%

(文部科学省調べ)

平成20年3月31日現在

(参考)

地方公共団体全部局	553	551	99.6%	1,464	1,442	98.6%	12,030	11,518	95.7%	50,437	43,937	87.1%	12,030	11,584	96.3%	1,114	1,103	99.0%	12,030	11,164	92.8%
-----------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------

(総務省調べ)

(出典) 地方公共団体全部局における労働安全衛生管理体制の整備状況 (地方公共団体の勤務条件等に関する調査)

安全衛生に関わる施策

1 安全衛生管理規程

都道府県教育委員会		規程整備率
定めている	定めていない(無回答含む)	
47	0	100.0%

市町村教育委員会		規程整備率
定めている	定めていない	
639	1194	34.9%

2 その他の安全衛生管理に関わる教育委員会の施策

施策の種類	実施した都道府県教育委員会数 (実施率)	実施した市町村教育委員会数 (実施率)
会議での趣旨徹底	44 93.6%	935 51.0%
通知等での趣旨徹底	45 95.7%	705 38.5%
衛生管理者等の資格を取得する ための財政措置	33 70.2%	111 5.1%
手引き・パンフレット等の作成	23 48.9%	86 4.7%
都道府県労働局等との連携 (指導・助言、講習会参加等)	21 44.7%	150 8.2%
その他の施策	21 44.7%	196 10.7%

(文部科学省調べ)

公立学校における面接指導体制の整備状況

平成20年5月1日現在

区 分		合計(60人未満)			都道府県立学校 (60人未満)			市町村立学校 (60人未満)		
		体制を整備する事業場	体制を整備している事業場	整備事業場率(%)	体制を整備する事業場	体制を整備している事業場	整備事業場率(%)	体制を整備する事業場	体制を整備している事業場	整備事業場率(%)
学 校	小 学 校	21,480	10,985	51.1%	21,480	10,985	51.1%	21,480	10,985	51.1%
	中 学 校	9,708	5,060	52.1%	31	29	93.5%	9,677	5,031	52.0%
	高 等 学 校	1,022	862	84.3%	948	792	83.5%	74	70	94.6%
	特別支援学校	167	125	74.8%	119	92	77.3%	48	33	68.8%
	幼 稚 園	4,913	2,415	49.2%	2	2	100.0%	4,911	2,413	49.1%
	中 等 教 育	10	9	90.0%	10	9	90.0%			
	合 計	37,300	19,466	52.2%	1,110	924	83.2%	36,190	18,532	51.2%

(文部科学省調べ)

学校における労働安全衛生管理体制整備の際の留意点

(1) 衛生管理者等の職務と有資格者を生かした体制づくり

●衛生管理者● 対象：常時50人以上の教職員を使用する学校

日常の主な職務

- ・ 少なくとも週1回学校を巡回し、空調設備などの施設・設備、温度・採光などの環境衛生、教職員の勤務実態等を点検し、問題があるときは所要の措置を講ずる。
- ・ 上記の事後措置等について、月1回の衛生委員会で報告する。
- ・ 健康診断等の結果を踏まえ、心身両面にわたる健康指導を実施するなど、教職員の健康管理を行う。
- ・ 問題等が発生した場合は、産業医等との意見交換を行う。

学校においては、衛生管理者の資格を有していない者に新たに免許取得を支援する方法以外に、既に資格を有している者（保健体育教諭、養護教諭等）を活用することにより、速やかな体制の整備が可能となります。ただし、このことは衛生管理者等を特定の職種の職員に限定するものではありません。

●衛生推進者● 対象：常時10人以上50人未満の教職員を使用する学校

日常の主な職務

- ・ 学校を巡回し、空調設備などの施設・設備、温度・採光などの環境衛生、教職員の勤務実態等を点検し、問題があるときは所要の措置を講ずる。

衛生推進者は、業務を担当するために必要な能力を有すると認められる者のうちから選任することとされていますが、既に衛生管理者の資格を有している者（保健体育教諭、養護教諭等）を活用することにより、速やかな体制の整備が可能となります。

(2) 産業医の主な職務、資格要件と学校医との関係

●産業医● 対象：常時50人以上の教職員を使用する学校

産業医の主な職務

- ・ 健康診断等を通じて、教職員の健康管理を行うとともに、少なくとも毎月1回学校を巡回し、教職員の勤務実態、学校の

衛生状態等の点検を行い、問題があるときは所要の措置を講ずる。

産業医の主な資格要件

- ・ 日本医師会の産業医学基礎研修及び産業医科大学の産業医学基本講座を修了した者
- ・ 労働衛生コンサルタント試験「保健衛生」区分の合格者

学校医と産業医では職務内容が重複する部分もあるため、学校医の中から産業医を選任するという方策によれば比較的簡単に産業医の選任が可能であるといえます。

(3) 衛生委員会の主な審議事項・委員と学校保健委員会等との関係

●衛生委員会● 対象：常時50人以上の教職員を使用する学校

主な審議事項

- ・ 勤務中の事故等に関する原因調査・防止対策と勤務環境管理
- ・ 健康診断等の結果に基づいた教職員の健康管理
- ・ 教職員に対する安全衛生教育についての計画の策定
- ・ 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策

衛生委員会の主な委員

- ・ 総括安全衛生管理者（選任義務のない事業場では事業の実施を統括管理する者等のうちから事業者が指名した者）
- ・ 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
- ・ 産業医のうちから事業者が指名した者

衛生委員会の設置・運営にあたっては、委員会を構成する委員を確保した上で、学校保健委員会等の既存の委員会との併用も考えられます。

(4) 面接指導体制の整備

●面接指導● 対象：全ての学校

主な注意事項

- ・ 平成20年4月1日より、すべての学校において、医師による面接指導を実施することができる体制を整備することが求められている。

- ・ 週40時間を超える労働が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる教職員については、教職員の申出を受けて、遅滞なく、医師による面接指導を行う必要がある。
- ・ 上記に該当しない教職員でも、健康への配慮が必要な者については面接指導等を行うよう努める必要がある。

・ 学校は、教職員の勤務時間の適正な把握に努める必要があります。

勤務時間の適正な把握として、平成13年4月6日付け基発339号厚生労働省労働基準局長通知「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」に示されている主な内容は、

- (1) 使用者は、労働時間を適正に管理するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。
- (2) 使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。
 - ア 使用者が、自ら確認することにより確認し、記録すること。
 - イ タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、記録すること。

また、長時間労働者の申出があったときに、遅滞なく、医師による面接指導を実施することができる体制を整備していることが求められます。